

愛知県水素ステーション整備費補助金交付要綱

(通則)

第1条 愛知県水素ステーション整備費補助金（以下「補助金」という。）は、燃料電池自動車用の水素供給設備の設置に要する経費に対し、予算の範囲内において企業等に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、本県が行う水素供給設備の設置に要する経費の一部を助成する事業（以下「補助事業」という。）の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「燃料電池自動車等」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車、又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車若しくは原動機付自転車又は構内で使用する産業用車両をいう。また、このほかに水素をエネルギーとして活用する社会の推進及び実現に資する水素利用端を含めたものをいう。
- (2) 「水素供給設備」とは、燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備をいう。定置式及び水素集中製造設備を含む。
- (3) 「補助事業の完了」とは、設置工事・代金支払いの両方を終えた時点をいう。
- (4) 「燃料電池商用車」とは、「燃料電池バス（小型バスを除く。）」、「燃料電池小型トラック」、「燃料電池大型トラック」及びこれらをベースとした改造車とする。

(補助金の要件)

第4条 補助金の要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 燃料電池自動車等に燃料として水素を供給するために必要な設備であり、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）（以下「センター補助金」という。）の交付申請を行った設備であること。
- (2) 原則、設備は商用を目的とするものであること。
- (3) 愛知県内に設置される設備であること。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者は、前条の要件に該当する設備について、センター補助金の交付申請を行った者とする。ただし、愛知県暴力団排除条例（平成 22 年 10 月 15 日愛知県条例第 34 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であることを要する。

(補助対象経費及び補助金の交付額)

第6条 水素供給設備の設置に要する経費のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助金を交付するものとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

2 前項に定める補助対象経費は、センター補助金の補助対象経費と同一とする。

3 補助金の補助率及び補助上限額は、別表 1 のとおりとする。

(補助事業者の募集及び申請方法)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ様式第 1 による補助金交付申請書を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

(1) 申請は、1 設備毎に行われていること。

(2) 別表 2 に定める書類が添付されていること。

(3) 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方消費税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。）を減額して交付申請をすること。ただし、以下に掲げる申請者にあつては、補助事業遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

(イ) 消費税法における納税義務者とならない申請者

(ロ) 免税事業者である申請者

(ハ) 簡易課税事業者である申請者

(ニ) 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第 3 に掲げる法人の申請者

(ホ) 国又は地方公共団体の一般会計である申請者

(ヘ) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する申請者

(4) 国及び県等の他の補助金を重複して申請していないこと。（センター補助金を除く。）

(5) 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事などを含む。）がある場合、利益などを排除して交付申請をすること。ただし、一般の競争の結果最低価格であった場合、申請時において利益などの金額で明らかでないものについてはこの限りではない。

(6) 補助対象経費の支払いが手形によるものではないこと。

3 申請者は、第8条第2項の規定による交付決定の通知を受ける前に補助金に係る事業に着手する場合は、事前着手届出書（様式第2）を知事に提出しなければならない。

（交付の決定と通知）

第8条 知事は、前条第1項の補助金交付申請書を受け付けたときは、当該申請書類の内容が補助事業に合致するか確認する。

2 知事は、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に交付決定通知書（様式第3）を送付するものとする。この場合において知事は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき必要な条件を付することができるものとする。

3 知事は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、理由を付してその旨申請者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第9条 前条第2項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付決定内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取り下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下げ届出書（様式第4）を知事に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定による交付決定の通知を受けた者が、センターに交付申請の取下げを行った場合は、その日から起算して10日以内に交付申請取下げ届出書（様式第4）及びセンターに提出した当該書面の写しを知事に提出しなければならない。

（計画変更の承認等）

第10条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書（様式第5）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更するとき。

(2) 補助事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 申請者は、センターにセンター補助金計画変更等承認申請書を提出したときは、速やかに計画変更等承認申請書（様式第5）及びセンターに提出した当該申請書の写しを知事に提出し、その承認を受けなければならない。

また、センターからセンター補助金計画変更等承認結果通知書を受理したときは、速やかに当該通知書の写しを知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、第1項又は前項に基づく計画変更等承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、計画変更等承認結果通知書（様式第6）を申請者に送付するものとする。
- 4 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

（契約等）

第11条 申請者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争又は指名競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争又は指名競争に付すことが困難又は不適當である場合は、随意契約によることができる。

（債権譲渡の禁止）

第12条 申請者は、第8条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 知事が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、申請者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、申請者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、申請者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - （1）知事は、申請者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - （2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - （3）知事は、申請者による債権譲渡後も、申請者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら申請者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて申請者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、知事が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(遅延等の報告)

第 13 条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事故報告書（様式第 7）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

(1) 補助事業が予定の期間内に完了することができないとき。

(2) 補助事業の遂行が困難となったとき。

2 申請者は、センターにセンター補助金事故報告書を提出したときは、速やかに事故報告書（様式第 7）及びセンターに提出した当該報告書の写しを知事に提出し、その指示に従わなければならない。

(実施状況報告)

第 14 条 申請者は、知事が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況について、指示する期日までに実施状況報告書（様式第 8）を提出しなければならない。

2 申請者は、センターにセンター補助金実施状況報告書を提出したときは、速やかに実施状況報告書（様式第 8）及びセンターに提出した当該報告書の写しを知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して 30 日以内又は翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに、次項の手続きにより補助事業の実績報告を行わなければならない。ただし第 13 条の場合を除く。

2 申請者は、実績報告書（様式第 9）に次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) センターに提出したセンター補助金実績報告書の写し。

(2) 設備設置工事代金支払証拠の写し。

(3) 請求書の写し。（内訳明細のあるもの）

(4) 高圧ガス保安法に基づく製造施設等完成検査証の写し等当該設備の完成を証明する書類の写し。

(5) 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の写し。

(6) その他知事が定めるもの。

3 申請者は、補助事業が 3 月 31 日までに終了しなかったときは、翌年度の 4 月 10 日までに年度末実績報告書（様式第 10）を知事に提出しなければならない。

4 申請者は、センターにセンター補助金年度末実績報告書を提出したときは、速やかに年度末実績報告書（様式第 10）及びセンターへ提出した当該報告書の写しを知事に提出しなくてはならない。

5 第 1 項、第 3 項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 6 センターからセンター補助金確定通知書を受理したときは、速やかに当該通知書の写しを知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 16 条 知事は、前条第 1 項の実績報告を受理し、また、前条第 6 項のセンターの確定通知書を受理し、当該報告に係わる書類の審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業の内容が、補助金の交付の決定内容（第 10 条第 3 項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、速やかに申請者に対して額の確定通知書（様式第 11）により通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、第 8 条第 2 項の交付決定通知における補助金の交付上限額（変更された場合は、変更された額とする。）、補助対象経費からセンターが通知するセンター補助金確定通知書の補助金の確定額を減じた額とのいずれか低い額とする。

(補助金の交付)

第 17 条 補助金は、補助事業完了後に交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第 12）を知事に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第 18 条 補助事業者は、第 16 条第 1 項の規定により補助金の額の確定の通知を受けたときは、7 日以内に精算払請求書（様式第 13）を提出しなければならない。

ただし、第 17 条第 2 項の規定による概算払いにより補助金の交付を受けた場合には、概算払精算書（様式第 14）を提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 19 条 知事は、第 10 条第 1 項第 3 号の規定による申請があった場合又は次の各号に該当すると認められる場合には、第 8 条第 2 項の規定による補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

- (1) 申請者が法令、愛知県補助金等交付規則、本交付要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合。
- (2) 申請者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 申請者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
- (4) 第 5 条に規定する補助金の交付対象者ではないことが判明した場合。
- (5) 申請者がセンターからセンター補助金交付決定取消通知書又は返還命令書を受理

した場合。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

- 2 申請者は、センターから交付決定の取消若しくは補助金の全部又は一部の返還を命じられた場合は、速やかにセンターから受理した書面の写しを知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定は、第16条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 4 知事は、第1項に基づく取消しをしたときには、交付決定取消通知書（様式第15）により、速やかに申請者に通知するものとする。
- 5 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して返還命令書（様式第16）により当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。この場合において、申請者は、規則第18条の規定の例により加算金及び遅延利息を県に納付しなければならない。

（取得財産の管理等）

第20条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第17）を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第17）を第15条第3項に定める実績報告書に添付して提出するものとする。

（財産の処分の制限）

第21条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 補助金の交付を受けた者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第18）を知事に提出し、財産処分承認結果通知書（様式第19）により承認を受けなければならない。

なお、センターから取得財産等の処分の承認を受けた場合は、速やかにセンターから受理した書面の写しを知事に提出しなければならない。

- 3 補助金の交付を受けた者は、センターにセンター補助金財産処分承認申請書を提出したときは、あらかじめ財産処分承認結果通知書（様式第19）及びセンターへ提出し

た当該申請書の写しを知事に提出しなければならない。

- 4 知事は、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を知事に納付させることができるものとする。
- 5 前項の納付については、第 19 条第 5 項の規定を準用する。
- 6 第 2 項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助金の交付を受けた者が得た収入については、第 4 項の規定は適用しない。

（補助事業の経理等）

第 22 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿等によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を取得財産の処分制限が終了した日の属する会計年度末、又は補助事業の廃止の承認があった場合にはその日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

（補助事業終了後の報告義務）

第 23 条 補助金の交付を受けた者は、最終補助事業年度の翌年度から 5 年間、毎会計年度終了後 30 日以内に当該補助事業で整備した水素供給設備の運用に係る過去 1 年間の状況について、運用状況報告書（様式第 20）を知事に提出しなければならない。

（知事による調査）

- 第 24 条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、申請者等に対して調査等を行うことができる。
- 2 申請者等は、知事が必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。
 - 3 第 1 項に規定する調査等は第 17 条及び第 18 条に定める補助金の支払いの終了後であってもこれを適用できるものとする。

（知事によるデータ等の提供要請）

- 第 25 条 知事は水素供給設備の普及促進を図るため、必要な範囲において申請者及び補助金の交付を受けた者等に対して水素供給設備等の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。
- 2 申請者及び補助金の交付を受けた者等は、知事が必要な範囲内においてデータ等の提供を要請した場合は、これに協力するよう努めなければならない。

（個人情報保護）

第 26 条 知事は、本事業を通じ申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。

- 2 知事は、本事業の実施にあたって第7条第1項の申請に関する一切の秘密情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、第三者に漏洩し又は第2条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

(雑則)

第27条 この交付要綱に定めるもののほか、この交付要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月10日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年6月4日から施行する。
- 3 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和3年4月7日から施行する。
- 6 この要綱は、令和4年4月15日から施行する。
- 7 この要綱は、令和5年4月18日から施行する。
- 8 この要綱は、令和6年4月18日から施行する。
- 9 この要綱は、令和7年6月10日から施行する。

〔別表 1〕

補助率及び補助上限額について

補助金の交付額は、愛知県補助金の補助対象経費に補助率（1／4）を乗じた額、愛知県補助金の補助上限額、又は、補助対象経費から一般社団法人次世代自動車振興センターによる補助金額を減じた金額のいずれか低い金額とする。

補助率及び補助上限額

水素供給設備 の規模	水素供給能力 (Nm3/h)	供給方式	補助率	補助上限額 (百万円)
大規模	500 以上	定置式	補助対 象経費 の 1/4	175
中規模 ①	300 以上 500 未満	定置式		125
中規模 ②	50 以上 300 未満	定置式		90
オンサイト水素製造装置（SMR）※1				30
オンサイト水素製造装置（水電解）※1				75
小規模	50 未満	定置式		30
複数系統化・能力増強工事等（圧縮機、蓄圧器、ディス ペンサー、プレクーラー、等）※2※3				75
水素集中製造設備 ※4 （供給先水素供給設備 1 設備当たり）				※4
液化水素対応設備 ※4				※4
遠隔監視設備 ※4				※4
オンサイト方式 : 水素製造装置を敷地内に有する				
大規模 : ピーク時に 500Nm3/h の水素を充填できる能力を有するもの				
水素集中製造設備 : 供給先水素供給設備に、水素を集中的に製造及び供給する 設備				
水素供給能力 : 燃料電池自動車等への平均的な水素充填能力				
液化水素対応設備 : 水素ステーションに液体水素を受け入れ供給する設備				
遠隔監視設備 : 水素ステーション敷地内に設置される被監視側の設備				
複数系統化 : 新設・既設ステーションを問わず 2 基目以上のディスペン サーを設置する場合に適用する。なお、設置されたディス ペンサー全てにおいて燃料電池自動車への同時充填が可能 とすること				

能力増強工事	：複数系統化、大型車対応、などを目的とした既存中規模・大規模ステーションにおける、機器の取り換え、配管新設工事、及び付帯する土木・建築工事をいう
--------	--

- ※1 オンサイト水素製造装置を大規模、中規模①及び②とセットで整備する場合は、補助上限額を「オンサイト水素製造装置（SMR、水電解）」と合算する。
- ※2 能力増強等の適用は1 STにつき1回に限定する。
- ※3 能力増強等は燃料電池商用車実績があれば、機器の単純な更新にも適用可能とする。また、機器リプレースを実施する場合は財産処分に伴う県補助金の返還金が発生する場合がある。
- ※4 水素ステーションとセットで整備する場合のみ補助。ただし、水素ステーションと合わせた補助上限額を、当該水素ステーションの補助上限額と同額とする。

〔別表 2〕

申請に必要な添付書類は次のとおりとする。

(1) 申請者が法人（地方公共団体が出資する法人を含む）の場合（連名を含む） ①登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書（発行から3ヶ月以内のもの、写し）、財務諸表（直近2ヶ年分）。ただし、地方公共団体の場合は不要。 ②一般社団法人次世代自動車振興センターへ当該補助金を申請した書類（交付決定通知書を含む）（写し）※ ③その他知事が定めるもの
(2) 申請者が地方公共団体及び個人事業者の場合（連名を含む） ①運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、パスポートのいずれかの写し、並びに確定申告書B（直近2ヶ年分）又は銀行の当座預金口座開設に関する証明書（発行から3ヶ月以内のもの、写し）（個人事業者の場合） ②一般社団法人次世代自動車振興センターへ当該補助金を申請した書類（交付決定通知書を含む）（写し）※ ③その他知事が定めるもの

※一般社団法人次世代自動車振興センターから交付決定通知書を受理していない場合は、交付決定通知書なしで申請し、受理次第、速やかにその写しを提出すること。

(様式第1)

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 〒 (郵便番号)

(本社所在地)

名 称 (企業等名)

(代表者の役職・氏名)

連絡担当者 (職名及び氏名)

電話番号

愛知県水素ステーション整備費補助金交付申請書

愛知県水素ステーション整備費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、別紙の書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 名称及び住所

2 補助事業の目的及び内容

3 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助対象経費 円

補助金交付申請額 円

(様式第1付表1)

補助対象設備及び補助対象経費

		内 訳 (例)	金額(概算)	消費税	計
機 器 費	1	受電設備			
	2	原料ガス設備			
	3	水素製造装置			
	4	水素液化装置			
	5	液化水素貯槽・気化器			
	6	水素燃料輸送用設備・接続装置			
	7	圧縮機			
	8	蓄圧器			
	9	ディスペンサー			
	10	プレクーラー			
	11	冷却水装置			
	12	計装空気設備・窒素設備			
	13	散水設備・貯水槽			
	14	制御装置・監視装置・検知警報設備			
	15	その他設備			
		機器費小計			
設 置 工 事 費 等	16	設計費			
	17	官公庁申請費			
	18	基礎工事費			
	19	撤去工事費			
	20	現地配管工事			
	21	据付工事費			
	22	試運転調整費			
	23	舗装工事費			
	24	給排水設備工事費			
	25	照明設備工事費			
	26	電気工事費			
	27	共通仮設費			
	28	現場管理費			
	29	一般管理費			
	30	諸経費			
	31	工事負担金			
		設置工事費等小計			
		合計 (概算)			

※ 消費税等の記入は任意とする

(様式第2)

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 〒 (郵便番号)

(本社所在地)

名 称 (企業等名)

(代表者の役職・氏名)

愛知県水素ステーション整備費補助金事前着手届出書

令和 年 月 日付けで申請の愛知県水素ステーション整備費補助金に係る事業について、愛知県水素ステーション整備費補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても、異議は申し立てません。

記

1 名称及び住所

2 事前着手の理由

3 着手(予定)年月日

令和 年 月 日

(様式第3)

第 号
令和 年 月 日

様

愛 知 県 知 事

愛知県水素ステーション整備費補助金の交付決定について（通知）

令和 年 月 日付けの申請については、愛知県水素ステーション整備費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定します。

記

1 名称及び住所

2 補助金交付上限額

3 特記事項

（注）補助金交付上限額は、申請書に基づく補助金交付限度額です。実際に支払う補助金額は、実績報告書に基づき確定します。

(様式第4)

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 〒 (郵便番号)

(本社所在地)

名 称 (企業等名)

(代表者の役職・氏名)

愛知県水素ステーション整備費補助金交付申請取下げ届出書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記補助金の
交付申請を取り下げたいので、愛知県水素ステーション整備費補助金交付要綱第9条第
1項（又は第2項）の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

1 名称及び住所

2 交付申請取下げ理由

(様式第5)

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 〒 (郵便番号)

(本社所在地)

名 称 (企業等名)

(代表者の役職・氏名)

愛知県水素ステーション整備費補助金計画変更等承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記補助金の
交付申請を変更したいので、愛知県水素ステーション整備費補助金交付要綱第10条第1
項（又は第2項）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 名称及び住所

2 変更の内容及び必要とする理由

(注) 交付申請に添付した書類のうち変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。

(様式第6)

第 号
令和 年 月 日

様

愛 知 県 知 事

愛知県水素ステーション整備費補助金の計画変更等承認結果について（通知）

令和 年 月 日付けの申請については、審査の結果、下記のとおり承認することとしたので、愛知県水素ステーション整備費補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、通知します。

記

1 名称及び住所

2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

3 特記事項

(様式第7)

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 〒 (郵便番号)

(本社所在地)

名 称 (企業等名)

(代表者の役職・氏名)

愛知県水素ステーション整備費補助金事故報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記補助事業の状況について、愛知県水素ステーション整備費補助金交付要綱第13条第1項（又は第2項）の規定に基づき、別紙の書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 1 名称及び住所
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 原因及び内容
- 4 措置
- 5 内容に係る金額
- 6 補助事業の遂行及び完了予定年月日
令和 年 月 日

(様式第8)

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 〒 (郵便番号)

(本社所在地)

名 称 (企業等名)

(代表者の役職・氏名)

愛知県水素ステーション整備費補助金実施状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記補助事業の実施状況について、愛知県水素ステーション整備費補助金交付要綱第14条第1項（第2項）の規定に基づき、別紙の書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 名称及び住所

2 補助事業の遂行状況及び収支状況

(様式第9)

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 〒 (郵便番号)

(本社所在地)

名 称 (企業等名)

(代表者の役職・氏名)

愛知県水素ステーション整備費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記補助事業の実績について、愛知県水素ステーション整備費補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、別紙の書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 名称及び住所

2 補助事業の報告内容

3 補助事業に要する経費及び補助金の額

補助対象経費	円
補助金の額	円
補助金交付上限額	円

(様式第 10)

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 〒 (郵便番号)

(本社所在地)

名 称 (企業等名)

(代表者の役職・氏名)

愛知県水素ステーション整備費補助金年度末実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記補助事業
の年度末実績について、愛知県水素ステーション整備費補助金交付要綱第 15 条第 3 項(又
は第 4 項)の規定に基づき、別紙の書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 名称及び住所

2 補助事業の内容

3 補助事業の実施状況 (設置費用)

(1) 計画額	円	(交付決定額	円)
(2) 既支払額	円		
(3) 未支払額	円		

4 補助事業の完了予定年月日

令和 年 月 日

(様式第 11)

第 号
令和 年 月 日

様

愛 知 県 知 事

愛知県水素ステーション整備費補助金の額の確定について（通知）

令和 年 月 日 第 号で決定した補助金の交付について、愛知県水素ステーション整備費補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 名称及び住所
- 2 補助金の確定額
- 3 特記事項

(様式第 12)

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 〒 (郵便番号)

(本社所在地)

名 称 (企業等名)

(代表者の役職・氏名)

愛知県水素ステーション整備費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記補助事業
の概算払について、愛知県水素ステーション整備費補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定
に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 名称及び住所

2 金 円

内訳	交付決定通知額	金	円
	概算払受領済額	金	円
	今回請求額	金	円
	残 額	金	円

(様式第 13)

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 〒 (郵便番号)

(本社所在地)

名 称 (企業等名)

(代表者の役職・氏名)

愛知県水素ステーション整備費補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記補助事業
の精算払について、愛知県水素ステーション整備費補助金交付要綱第 18 条の規定に基づ
き、下記のとおり請求します。

記

1 名称及び住所

2 金 円

内訳	交付決定通知額	金	円
	概算払受領済額	金	円
	今 回 請 求 額	金	円

(様式第 14)

概 算 払 精 算 書								
執行機関								
決 裁 欄								
収 命 支 令 等 者								
下記の精算額を確認します。								
確 認	令和 年 月 日							
令 和 年 度		会 計						
歳出項目								
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 30%; text-align: center;">概 算 額</td><td></td></tr><tr><td style="text-align: center;">精 算 額</td><td></td></tr><tr><td style="text-align: center;">差引過不足額</td><td></td></tr></table> 愛知県水素ステーション整備費補助金として概算払を受けた経費について、 上記のとおり精算します。 令和 年 月 日 住 所 〒 氏名又は名称 及び代表者名 連絡担当者 電話番号 愛 知 県 知 事 殿			概 算 額		精 算 額		差引過不足額	
概 算 額								
精 算 額								
差引過不足額								
備 考								

(様式第 15)

第 号
令和 年 月 日

様

愛 知 県 知 事

愛知県水素ステーション整備費補助金交付決定の取消について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金の交付について、
下記の理由により当該補助金交付決定通知を取消しましたので愛知県水素ステーション
整備費補助金交付要綱第 19 条第 4 項の規定に基づき、通知します。

記

1 名称及び住所

2 取消理由

3 取消金額

(様式第 16)

第 号
令和 年 月 日

様

愛 知 県 知 事

愛知県水素ステーション整備費補助金の返還について（命令）

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、愛知県水素ステーション整備費補助金交付要綱第 19 条第 5 項の規定に基づき、下記により返還を命令します。

記

1 名称及び住所

2 返還すべき補助金の額

円（Ⅰ＋Ⅱ）

内訳	Ⅰ	支払済補助金の額	円
	Ⅱ	加算金の額	円

3 返還期限

4 返還命令の理由

5 納付方法

別添納入通知書のとおり

(様式第 17)

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（令和 年度）

[illegible]

(注)

- 1 対象となる取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が交付要綱に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 補助金額は、「円」の単位で記入すること。

(様式第 18)

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 〒 (郵便番号)

(本社所在地)

名 称 (企業等名)

(代表者の役職・氏名)

愛知県水素ステーション整備費補助金財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記補助事業に関する財産処分について、愛知県水素ステーション整備費補助金交付要綱第 21 条第 2 項 (又は第 3 項) の規定に基づき、別紙の書類を添えて、下記のとおり承認申請します。

記

1 名称及び住所

2 処分しようとする財産等

(様式第 19)

第 号
令和 年 月 日

様

愛 知 県 知 事

愛知県水素ステーション整備費補助金財産処分の承認について（通知）

令和 年 月 日付けの申請については、愛知県水素ステーション整備費補助金交付要綱第 21 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

- 1 名称及び住所
- 2 財産の名称
- 3 規格
- 4 数量
- 5 処分の方法
- 6 処分に際しての条件

(様式第 20)

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 〒 (郵便番号)

(本社所在地)

名 称 (企業等名)

(代表者の役職・氏名)

愛知県水素ステーション整備費補助金運用状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記補助事業に関する運用状況について、愛知県水素ステーション整備費補助金交付要綱第 23 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 名称及び住所

2 令和 年度の運用状況 (内容を詳細に記入すること)